



IFC 及び MIGA の救済措置へのアプローチ

2022 年 10 月 31 日

「IFC 及び MIGA の救済措置へのアプローチ（以下本アプローチと呼ぶ）」は、パブリックコンサルテーション用に作成された。本アプローチは IFC と MIGA が作成した草案であり、両理事会及びその開発効果委員会（CODE）の承認を得ておらず、両理事会と CODE による精査とコメントの対象となる。したがって、本アプローチの内容は、パブリックコンサルテーションの後に CODE と両理事会による評価と提言を受け、変更される可能性がある。

目次

頭字語及び略語.....	i
要旨.....	ii
I. 序文.....	1
II. 救済措置へのアプローチ.....	3
A. 救済措置へのアプローチの構成要素.....	3
B. IFC 及び MIGA の持続可能性枠組み.....	4
C. CAO 政策.....	5
D. 救済のエコシステム：役割と責務.....	6
E. 強化策.....	7
F. 組織内の能力及び資金.....	11
G. プロセス.....	11
III. IFC 及び MIGA の救済措置への貢献に関する重要な考察.....	12
IV. 他の DFIs への潜在的な影響.....	13
V. 試行期間.....	14
VI. 利害関係者の関与計画.....	15
付録 A。外部評価.....	16
付録 B。利害関係者の関与計画.....	17
付録 C。救済措置へのアプローチ草案：試行期間.....	21

頭字語及び略語

CAO	コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン室。
CAPs	是正措置計画
CODE	理事会の開発効果委員会
CSOs	市民社会組織
DFI	開発金融機関
E&S	環境及び社会
ESAPs	E&S アクション・プラン
FIs	金融仲介機関
IFC	国際金融公社
MAP	マネジメント・アクション・プラン
MDBs	国際開発金融機関
MIGA	多数国間投資保証機関
NGO	非政府組織
NHFO-SOE	国営企業の支払い不履行
NHSFO	政府の支払い不履行
OECD	経済協力開発機構
PRI	政治リスク保険
SFs	IFC 及び MIGA の持続可能性枠組み
SGR	利害関係者の苦情対応

要旨

序文

国際金融公社（IFC）及び多数国間投資保証機関（MIGA）は、救済措置のための包括的なアプローチ（本アプローチ）の明確化に取り組んでいる。持続可能性枠組み（SFs）と、両機関の独立したアカウントビリティ（説明責任）メカニズムであるコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン室（CAO）の新政策（以下 CAO 政策）に組み込まれているこのアプローチは、環境及び社会（E&S）的リスクの階層的な緩和措置（mitigation hierarchy）を含め、CAO とプロジェクトレベルの苦情処理メカニズムによる救済措置へのアクセスを提供している。また、本アプローチは、影響力の構築と行使、救済措置へのアクセスの改善と、IFC 及び MIGA の救済措置の促進と支援の体系化といった、救済への準備で行うべき施策の明確化も企図している。

IFC と MIGA は、強固な持続可能性枠組みとその実践の強化に継続的に取り組むことで持続可能性という分野で自らのリーダーシップを高めるには、両機関が支援するプロジェクトで発生し得る E&S への負の影響に対する救済措置の促進と支援の面で、採るべき施策が依然として多く残っていることを理解している。IFC と MIGA は、持続可能性枠組みの実践の強化と、同枠組みと開発使命である「被害を及ぼさない」という決意に基づき、両機関が支援するプロジェクトの被害の防止あるいは発生最小化に向け尽力している。また被害が発生した場合、両機関は顧客や利害関係者による被害に対する救済措置の促進と支援に注力している。本稿主文にて、これらコミットメントの概要を、付随するコンセプトと定義も含め明示する。

2020年6月に IFC と MIGA の理事会に提出された、IFC と MIGA の E&S アカウンタビリティ並びに CAO の役割と実効性に関する外部評価報告と提言（以下外部評価と呼ぶ）の推奨事項の検証に対する、両機関のコミットメントは、この既存のアプローチの明確化と強化に向けたプロセスに反映している。両理事会は、救済措置に関する外部評価の提言について、詳細な分析と協議の必要性を示した IFC と MIGA の提案を含め、提言を実行に移すための IFC と MIGA、及び CAO の包括的な工程計画を承認した。

2021年1月以降、IFC と MIGA のシニア・ディレクター2人の指揮の下、局横断的な作業部会が、両機関合同のテクニカルチームの支援も受け、関連する学説、指針及び慣行を検証し、その一環で、既存の文献や外部の慣行への理解を深めるべく、救済措置に関する広範な外部文書の分析も行った。関連事項や選択肢をさらに検証するため、同作業部会は、CAO、世界銀行、一部の市民社会組織、国際機関、商業銀行、シンクタンク、及び IFC と MIGA の理事会の開発効果委員会（CODE）とも連携した。

IFC と MIGA はすでに、CODE に対し (i) 研究段階の結果（2021年6月）と (ii) 救済措置へのアプローチに関する主な考察（2022年2月）を提出している。本稿では、現時点での成果である本アプローチの主な構成要素、2023年度第3四半期に予定されている45日間のパブリックコンサルテーションの計画、そして4年間の試行期間について説明する。コンサルテーションの後、IFC と MIGA は、本アプローチ案と試行期間案に関する最終文書を提出し、CODE がこれを検証する予定である。

救済措置へのアプローチ

A. 救済措置へのアプローチの構成要素：IFC と MIGA は、両機関のプロジェクトが及ぼす、環境及び社会面への負のリスクに対する顧客や利害関係者による救済措置を促進し支援する、構造化された体系的な統合的アプローチの明確化に取り組んだ。本アプローチは、IFC と MIGA、そして顧客の遵守状況を評価し、両機関が設定する E&S 要件の違反に起因した被害の発生の有無について評価する枠組み

である、既存の持続可能性枠組みに立脚している。本アプローチは (1) 被害を防止または軽減するため、プロジェクトの検討、分析、実施の早い段階で採ることができる予測的で見込みのある、(2) 被害の防止及び軽減への支援を強化するための実施段階における施策、並びに (3) 被害発生後に、顧客による被害への対処努力を支援し促す遡及的措置を網羅した、包括的な内容となっている。また、階層的な緩和措置の採用、準備、救済措置へのアクセス、そして多様な対応策という 4 つの主要な要素が構成する本アプローチは、IFC と MIGA が支援するプロジェクトがもたらす E&S への負の影響に対処するに当たり、プロジェクトの全期間を通じた対応が不可欠であるとの認識を反映している。プロジェクトの全期間を通し、こうした被害を防止または軽減するとともに、あらゆる苦情の解決で早期に協力し、救済措置の準備を進め、IFC と MIGA の E&S 要件の違反の結果生じた負の影響下にある人々が、救済を求めることが (救済措置へのアクセス) できるよう多様な選択肢をさらに拡大し、必要に応じて救済措置を促し支援する、総合的なアプローチが不可欠である。階層的な緩和措置を適用し苦情や懸念の早期解決を図ることで、本アプローチは、第一に E&S の被害が発生する可能性を減じ、必要に応じて救済措置を行うための手段を IFC と MIGA の顧客が採ることができるよう支援するとともに、IFC と MIGA が適宜、救済措置を促し支援することを総合的な目標としている。IFC と MIGA は、顧客や他の利害関係者による救済措置を促し支援するために、より広範な救済エコシステム内で果たすべき役割があると理解している。こうした救済措置の促進と支援の性質及び手法は、IFC と MIGA が特定の状況により決定する。対応策として、E&S 要件の遵守の促進で IFC と MIGA の顧客または第三者への影響力を行使する、または、顧客や、地方自治体といった政府機関、他の金融業者や投資家、市民社会組織 (CSO) あるいは非政府組織 (NGO) といった救済のエコシステムの他の関係者との協力のもとで、技術支援や能力構築といった救済措置を行うための環境整備に向けた支援など、多様な手段を駆使することができる。本アプローチの草案の大半の施策が、すでに持続可能性枠組み内で、程度の差こそあれ実施されているが、それ以外は、以下に示すように現行の慣行の強化策となっている。

B. IFC 及び MIGA の持続可能性枠組み：階層的な緩和措置の採用は、労働者、コミュニティ、そして環境への負の影響を予測しこれを防止することを目的とする。また、防止が不可能な場合は、その最小化に努め、影響が残存する場合は、リスクや影響に対する補償、またはこれを相殺することを必要に応じて顧客に求める。顧客の事業活動が環境的・社会的に甚大な影響を及ぼす場合、IFC と MIGA は、持続可能性枠組みに従い顧客と協働し改善措置を決定する。持続可能性枠組みは (1) 影響を受けたコミュニティが救済措置にアクセスできるよう、プロジェクトレベルの苦情処理メカニズムを顧客が設置すること、そして (2) IFC と MIGA が支援する事業活動の影響を受けた市民やコミュニティが、CAO に懸念を申し立てることができることを定めている。また、IFC と MIGA は、E&S リスクの効率的な管理を支えるシステム、プロセス、能力、研修、そしてツールの強化に継続して取り組んでいる。2022年7月12日、外部評価が提言した非政策措置の実施状況の説明の一環で、CODE に対しこの分野での進捗状況を報告した。

C. CAO 政策：近年採択された CAO 政策は、IFC と MIGA の救済措置へのアプローチを一段と強化する複数の施策を含んでおり、両機関及び顧客による苦情の早期かつ能動的な解決を重視する姿勢が反映されている。CAO 政策は、付託、紛争解決プロセスの参加、コンプライアンス査定の際の保留措置、コンプライアンス調査を受けて策定するマネジメント・アクション・プラン (MAP) といった、救済措置へのアクセスを促す多くの機会を提示している。本アプローチでも明記しているこうしたメカニズムは、より早い段階で迅速にそして効率的かつ効果的に、救済を促しまた支援することを目的としている。

D. 救済のエコシステム：持続可能性枠組みに従い、IFC と MIGA、その顧客をはじめとする多くの関係者が、救済措置に関連した別個のしかし相互補完的な役割を担っている。IFC と MIGA の顧客あるいはサブ顧客が、E&S リスクやインパクトをパフォーマンス・スタンダードと整合的な手法で管理する主な責務を担う。IFC と MIGA はデューデリジェンスを行い、支援する事業活動をモニタリングまたは監督することで、E&S 要件の遵守状況を確認する。IFC と MIGA は、地方自治体を含む政府機関、他の金融業者や投資家、CSOs や NGO といった救済エコシステムの様々な関係者と連携する。

E. 強化策：持続可能性枠組み内ですでに実施されている施策に加え、本アプローチは以下に示す強化策を提言する。

- 救済措置の準備：IFC と MIGA は、顧客による救済措置の準備をより適切に促し支援するため、また必要かつ各機関のビジネスモデルに適した場合は責任ある退出に対する両機関の能力を構築し、強化するために、早い段階での追加的措置の実施を引き続き追求する。こうした取組みは、持続可能性枠組みの明白な要件以上であるが、IFC と MIGA の顧客による E&S 要件の遵守を促すべく、顧客や第三者への両機関の影響力の評価、構築、そして駆使することを焦点とする。具体的には (1) 影響力に加え、救済措置に必要な顧客の準備の評価を強化する、(2) 顧客による追加的な資金拠出の検討。適切な場合は、E&S アクションプラン (ESAPs) にかかる費用の明確化なども行う、(3) 追加の契約条項を調査する、そして (4) 能力が不十分な顧客への支援のための他の措置も検討する、といった措置が考えられる。これら強化策の一部は、現在の市場慣行と異なる革新的な性質のものであることから、その導入において、IFC や MIGA への顧客からの反発を招く可能性もある。
- 救済措置へのアクセス：IFC と MIGA は、影響を受けるコミュニティが利用できる様々なオプションを強化するなど、救済措置へのアクセスを向上するための取組みを展開している。選択肢としては、プロジェクトレベルの苦情処理メカニズム¹、IFC の利害関係者の苦情対応 (SGR) 機能、MIGA の SGR 機能 (現在設置に向け準備中)、及び CAO (本アプローチの基盤である近年承認された CAO 政策も含む) などが挙げられる。
- 促進及び支援：IFC と MIGA は、両機関が定める E&S 要件の違反に起因する負の E&S 影響への対応を支援するべく、各案件の状況により救済措置を促進し支援する一連の手法を追求する。IFC と MIGA は、顧客と/または、地方自治体を含む政府機関、他の金融業者や投資家、市民社会組織といった救済のエコシステムの他の関係者による救済措置を促すべく、その影響力を駆使する。また、必要に応じ、顧客や他の利害関係者による救済措置を促し支援する。これには、技術支援、能力構築、実態調査、または対話の促進といった支援が必要になると考えられるが、これらは、CAO 案件への取組みの一環、あるいはそれ以外でも実施することができよう。

F. 組織内の能力及び資金：IFC と MIGA の持続可能性枠組みの実践と、関連する改善にかかる費用はすでに膨大な額に上っている。IFC が E&S リスクの管理とアカウントビリティに振り向けている資金は、その業務規模と比較すると膨大であり、また、民間セクターで活動する他の全ての MDBs と比べても多い。資金総額で見ると、予算は過去 10 年で 2 倍以上増加しており、2022 年度には 7,300 万ドルに達している。この内 1,050 万ドルが、2019 年以降毎年 E&S リスク・政策局に充てられている。IFC は現在、129 人の E&S 職員・承認額 10 億ドル当たり 11 人の E&S 職員を擁している (他の MDB は同 2~4 人)。MIGA も E&S リスクの管理向けのリソースを引き続き拡大している。2022 年度 MIGA は、経済性・持続

¹ パフォーマンス・スタンダード 1 項及び 2 項。

可能性審査局（MIGES）に2つ目となるセクターマネージャー・ポジションと、新たに4つのE&Sのポジションを設置したことで、現在15人のE&S職員が職務にあたっている。救済措置を促し支援するためのIFCとMIGAの資金は、IFCの場合はプロジェクトの基本的な資金調達構造で賄われており、MIGAは、パフォーマンス・スタンダードと持続可能性政策の適用にかかる資金で賄われている。今後もIFCとMIGAは、顧客による救済措置の促進と支援でこれら資金を活かす予定である。IFC・MIGA共に、脆弱国や紛争国（FCS）、国際開発協会（IDA）適格国に関連した活動が増加していることから、通常の予算編成作業を通し、E&Sのデューデリジェンスと監督に必要なリソースを適切に配分できるよう、引き続き留意する必要がある。また顧客によるIFCとMIGAのE&Sの要件の遵守にかかる費用は、とりわけFCS・IDA適格国で事業を展開する顧客にとり軽視できるものではなく、既存のE&Sにかかる法や規制と、IFC及びMIGAのパフォーマンス・スタンダード間のギャップ、プロジェクトの複雑性やリスクプロファイル、事業を展開するセクターといった、複数の要因に影響される。IFCは、技術支援の新たな資金源としてドナー資金を含めた他の選択肢も検討している。持続可能性政策に従って、MIGAは、予算資源またはドナーが資金を拠出するファシリティの資金を活かし、顧客に対し限定的な助言または技術支援も提供できる。

IFC及びMIGAの救済措置への貢献に関する重要な考察

持続可能性枠組みは、IFCとMIGA、そして顧客の役割を明確に区別しており、救済のエコシステム内でIFCとMIGAが促進と支援で果たすことのできる役割を定義している。IFCとMIGAの目的及び使命、さらには持続可能性枠組みの基本的な目的と目標を踏まえると、両機関が果たすべき役割は、パフォーマンス・スタンダードをはじめとするE&S要件にかかる顧客のパフォーマンスや遵守を保証するものではなく、E&Sリスクに対し保険を提供するものでもない。IFCとMIGAは、デューデリジェンスを行い、支援する事業活動がE&S要件に沿って行われているかを判断するためモニタリングと監督を行う。さらに、IFCとMIGAのE&S要件の違反により被害が発生した場合、両機関は、既存の持続可能性枠組みと包括的な本アプローチの枠組み内で、顧客と利害関係者による被害に対する救済措置を促進し支援することにコミットしている。

救済措置への直接的な貢献への資金拠出にはリスクを伴う。最も重大なリスクとしては、顧客や利害関係者の自らの役割と責任に関する認識と行動の変化や、訴訟リスクの増大（一連の考えられる法理論のもとで）、コストの上昇と競争力の低下などが考えられる。救済措置の促進と支援に伴い予想される機会と、救済措置への直接的な貢献への資金拠出に関連した予測リスクを踏まえ、本アプローチでは、救済措置の直接的な貢献への資金拠出の体系的なプロセスは検討しない（30項参照）。

他のDFIsへの潜在的な影響

本アプローチは、政府関連への資金支援にフォーカスした他のDFIsとは異なる、IFCとMIGAの事業ビジネスモデルと使命の文脈で発生する特定の問題に対処するものである。政府関係との連携においては、通常、顧客は加盟国政府の機関または関連機関であり、適切な救済措置について協議し、これを設計し実施するに必要な関係はDFIの融資とは別途維持されることから、本稿で述べる救済措置へのアプローチは、不要でありまた適用されない。同じ理由で、試行期間中、本アプローチは、MIGAの政治リスク保険（PRI）商品が保証するプロジェクトにのみ適用される。また、これは、国・地方政府、国営企業といった顧客への融資を保証する、政府による支払い不履行（NHSFO）及び国営企業による支払い不履行（NHFO-SOE）に関連した商品にも適用されない。

多くの DFIs が、それぞれの E&S 政策において E&S リスク管理への概ね協調したアプローチを採用するべく努力していることから、民間セクターへの資金支援に特化した DFIs も、可能な限り各々の救済措置へのアプローチを共有し調整することが適切であろう。

試行期間

IFC と MIGA は、本アプローチの実施にあたり最初の 4 年間で試行期間とし、この間に特に、CAO 政策の実施と苦情対応システムの強化努力から得た経験を考慮しながら、これを展開・精査し精緻化する予定である。この試行期間は、IFC については経営陣による指令書に、MIGA については同様の文書に基づき進められる。これら文書は 2024 年第 1 四半期に公表予定である。IFC と MIGA は現在、2023 年 7 月～12 月に計画されている準備期間で用いる関連ツールの評価と開発を進めている。この期間で、IFC と MIGA は、実施に向けた準備を進め、必要な能力を構築し、システム、手順、指針、報告要件を取りまとめるとともに、関連するツールを精緻化し、試行期間に向けた研修やアウトリーチ活動を行う。その後 2024 年 1 月開始予定の試行期間で、IFC と MIGA は、IFC の全ての直接的な投融資のプロジェクトと MIGA の PRI プロジェクトで、強化案も含めて本アプローチを導入する。本アプローチの、顧客の準備に関連するものをはじめとする重要な施策も、IFC の金融仲介機関 (FI) との新規案件、及び MIGA の PRI が支援する新規の FI 案件に適用される。なお、IFC と MIGA は、FI 顧客に対し、本アプローチに相当する独自のものを策定することを求めない。試行期間の見直しは、CAO 政策の見直しと並行して行う。試行期間に関するこの提言について、IFC と MIGA は、MAPs の設計と実施、あるいは CAO 以外の苦情処理に関連したものなどから多くの教訓を引き出し、本アプローチの取りまとめの際に情報源として活用することができる。

利害関係者の関与

IFC と MIGA は、2023 年度第 3 四半期に 45 日間にわたるコンサルテーション期間を設け、本アプローチ案に関する包摂的なパブリックコンサルテーションを開催する予定である。コンサルテーションから得たフィードバックを反映した本アプローチの最終版が、その後 CODE に提出される。

I. 序文

1. 国際金融公社及び多数国間投資保証機関（IFC 及び MIGA）は、持続可能性の分野を 20 年にわたり牽引し基準設定機関としての役割を果たしてきた。IFC と MIGA が構築した堅固な持続可能性枠組み（SFs）²は、他の開発金融機関（DFIs）や商業銀行、民間企業によりモデルとして広く採用されている。IFC と MIGA は、同枠組みの実践への継続的な支援の一環で、その工程を監督するとともに、IFC は、当該事項に特化した助言サービス、そして MIGA は信託基金や予算資源を活かした顧客への技術支援などを行っている。基本原則として、E&S への負の影響を特定し、これに対する是正措置計画を策定し対処することを含む環境及び社会（E&S）管理の責任を負うのは顧客である。持続可能性枠組みに組み込まれた E&S 基準は、脆弱国や紛争国などで、E&S へのマイナスの影響を防止もしくは最小化するなど、IFC と MIGA が顧客に提供できる重要な価値の一つとなっている。また、持続可能性枠組みは、コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン室（CAO）や、プロジェクトレベルの苦情処理メカニズムなどを利用した救済措置へのアクセスも提供している。このような包括的なアプローチにより、E&S への負の影響を防止または最小化し、必要に応じて救済措置を利用することができる。端的に言えば、IFC と MIGA の救済措置へのアプローチの基盤となっているのが、持続可能性枠組みと CAO 政策である。

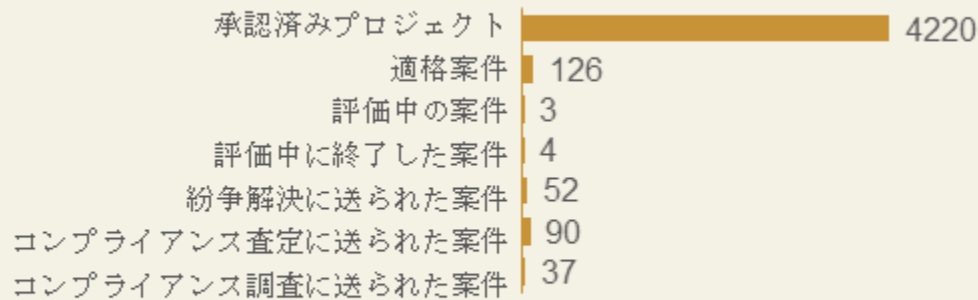
2. 最善の努力にもかかわらず、E&S への負の影響は発生し得る。持続可能性枠組みや、IFC と MIGA による同枠組みの実践支援といった強固な基盤が存在する一方で、重大な文脈リスクを伴う環境や顧客の能力が低いなど様々な状況下で、E&S へのマイナスのインパクトが発生する可能性がある。この結果、E&S に負の影響を及ぼすプロジェクトに関する苦情が、救済措置を求めて CAO に申し立てられる（図 1）。世界的に、こうした状況への DFIs の対処手法が開発金融機関や商業銀行で議論されている。そして、IFC と MIGA が必要な手段を採り救済措置のためのアプローチを明確に示すことが重要となっている。IFC と MIGA は、持続可能性枠組みの実践の強化にコミットしている。両機関の「被害を及ぼさない」という持続可能性枠組みの目的とその開発使命に従い、IFC と MIGA は、自らが関わるプロジェクトでの被害の発生を防止または最小化し、さらに被害が発生した場合には、顧客などによる対処手段である救済措置を促し支援することにコミットしている³。

図1. IFC・MIGA のプロジェクト、苦情、及び案件 (2012～2021 年)

²IFC と MIGA の持続可能性枠組みは、持続可能性政策（IFC2012 年、MIGA2013 年）、環境及び社会的持続可能性に関するパフォーマンス・スタンダード（IFC2012 年、MIGA2013 年）、並びに情報アクセスに関する方針（IFC2012 年、MIGA2013 年）から構成されている。

³救済措置への支援は、助言サービス、技術支援及び能力構築といった救済措置を実施するための条件を整備する活動を指す。

IFC・MIGAのプロジェクト、苦情、及び案件（2012～2021年）



注：コンプライアンス査定に送られた案件は、紛争解決から移送となった23の案件を含む。

3. 外部評価。救済措置へのアプローチの明確化を推進するもう一つの契機となったのが、IFC と MIGA の E&S アカウンタビリティ並びに CAO の役割と実効性に関する外部評価報告と提言（以下外部評価と呼ぶ）である。この外部評価は、2018年に理事会の開発効果委員会（CODE）が、IFC 及び MIGA の理事会（以下理事会と呼ぶ）に代わり始めたもので、2020年6月に、報告書としてまとめられた外部評価が理事会に提出された。2020年6月24日の会議では、CODE のガバナンス及び理事会の行政事務委員会（COGAM）が、IFC、MIGA、そして CAO に対し、外部評価の提言の実施に向けた行程表と、協議を深める必要がある提言については検証のスケジュールを策定することを要請した。2020年10月26日、CODE 及び COGAM は、IFC と MIGA の E&S アカウンタビリティの行程の最終案を承認した。この最終案には「違反に起因した被害が発生した案件の救済措置にかかる、IFC と MIGA の枠組みを構築する必要がある」⁴という提言をはじめ、救済措置に関する提言が複数含まれていた。なお、同提言については、IFC と MIGA が分析と協議の継続を提案している。（外部評価による救済措置に関する提言の詳細は付録 A を参照）

4. プロセス。2021年1月、IFC と MIGA は、シニア・ディレクター2人が指揮し両機関の合同テクニカルチームが支援する、救済措置へのアプローチを模索する局横断的な作業部会を設置した。2021年1月～6月、IFC と MIGA は、救済措置にかかる学説、指針及び慣行を検証し、国連ビジネスと人権に関する指導原則や OECD 多国籍企業行動指針の概要、さらにはオランダの銀行セクターが作成したものを含め金融セクターを特に対象とし作成されたテーマ別の論文など、救済措置に関連する既存の文献への理解の深化を目的に、様々な文書を分析した。また、こうした文書に関連した実施慣行も、現時点においては限定的かつ暫定的ではあるが研究した。IFC と MIGA の持続可能性枠組みの関連する側面もまた検証し、2021年6月にその結果を CODE への進捗報告書の中で報告した。2021年6月以降現在も、IFC と MIGA は、関連事項や各種選択肢を検証し、両機関のための実践的なアプローチとしてこれらの成果を取りまとめる作業を続けている。このプロセスの一環で、両機関は CAO と連携し、2022年3月、4月、そして5月にこの課題に関するブレインストーミング・セッションや、テクニカルな作業部会を開いた。こうした協働により、IFC と MIGA のプロジェクトが関与する苦情処理での CAO の実際の経験から貴重な洞察を導き出し、たとえば、E&S の被害に関連していた可能性がある、IFC と MIGA の持続可能性枠組みの実践で見られる様々な短所に関する CAO の見解などを得ることができた。ま

⁴ 「IFC と MIGA の E&S アカウンタビリティ並びに CAO の役割と実効性に関する外部評価報告と提言」（2020年6月24日）
xvii ページ

た、IFCとMIGAは、世界銀行とも協力しフィードバックを得た。さらに、市民社会組織（CSOs）、国際機関（国際金融機関を含む）、民間の金融機関、シンクタンクなど、それらの一部とも有意義な協議を数多く行った。こうして得られたインプットを基に2022年2月、IFCとMIGAは、救済措置へのアプローチに関する主な考察をCODEに提出し、提案する方向性と総体的なアプローチについて広く支持を得た。IFCとMIGA、世界銀行内でさらに分析や議論を進めた結果、本稿をもって本アプローチの最新草案の完成に至った。本稿は、救済措置へのアプローチの草案（以下本アプローチと呼ぶ）の主な要素と、2023年第3四半期の45日間にわたるパブリックコンサルテーションの計画、並びに2027年末までを暫定期間とする試行期間の概要を示している。コンサルテーション終了後、IFCとMIGAは、本案の内容と暫定的な試行期間の結果も含めた最終文書を提出しCODEの審議を受ける。

II. 救済措置へのアプローチ

A. 救済措置へのアプローチの構成要素

5. IFCとMIGAは、IFCが支援するあるいはMIGAの政治リスク保険（PRI）商品が支えるプロジェクトのE&S要件の違反により発生した、E&Sへの被害に対処する救済措置を促し支援するための構造化された体系的な統合的アプローチの明確化に取り組んだ。本アプローチの基盤となっているのが既存の持続可能性枠組みだが、これは、IFCとMIGA及び顧客の遵守状況を見極め、発生した被害が、IFCとMIGAのE&S要件の違反に起因しているかを判断するための枠組みである。本アプローチは（1）被害を防止または軽減するため、プロジェクトの初期段階（プロジェクトの検討、分析、実施）で採ることができる予測的で見込みのある措置、（2）被害の防止及び軽減への支援を強化するための実施段階での施策、（3）被害が発生した後に、顧客による被害への対処努力を支援し促進するための遡及的措置を網羅した、包括的な内容になっている。本アプローチは、階層的な緩和措置の採用、準備、救済措置へのアクセス、そして対応という4つの主要な要素から構成されている。

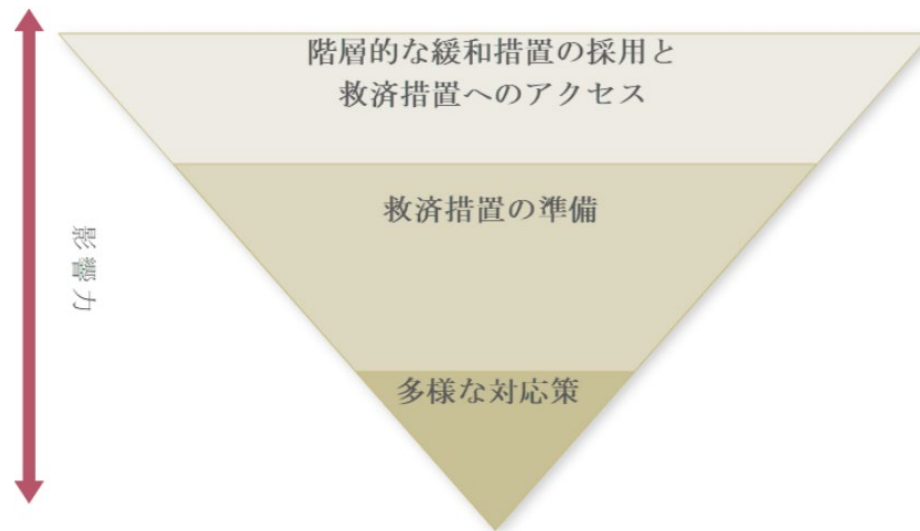
6. これは、E&Sへの影響を防止しあるいは最小化するための措置、救済措置や苦情の早期解決のための準備、（CAOプロセス内外を通じた）救済措置へのアクセスの提供、及び必要に応じた（CAOプロセスの内外を通じた）救済措置の促進と支援を含めるなど、救済措置⁵をより広い枠組みで据えたものとなっている。

7. 階層的な緩和措置を採用し苦情や懸念の早期解決を図ることで、本アプローチは、第一にE&Sの被害が発生する可能性を減じ、必要に応じ救済措置を行うための手段をIFCとMIGAの顧客が採ることができるよう支援するとともに、IFCとMIGAが適宜、救済措置を促し支援することを総合的な目標としている。これら取組みにもかかわらずなお、E&Sへのマイナスのインパクトが発生した場合、救済措置の準備でのIFCとMIGA及び顧客との早期の連携が、苦情への早期の能動的かつ効果的な対応と解決の道筋をつける。能動的な連携がE&Sの問題の早期解決につながらずとも、こうした取組みは、IFCとMIGAが、必要に応じて救済措置を行うことを顧客に促し支援するためのツールを整備する、重要な基盤となる。

⁵救済のエコシステムの顧客または他の利害関係者による救済措置は、パフォーマンス・スタンダードに準拠したE&Sへの負のインパクトへの対処と、IFCとMIGAのE&S要件の違反に起因する関連したE&S被害への対処を企図しており、こうした措置は多くの形態をとる。具体的には、回復、補償、復旧、賠償、及び再発防止の保証や約束などが挙げられる。適切な措置は、各案件の環境が影響することから、これら措置を組み合わせることもある。救済措置の形態を決定するにあたっては、プロジェクトの影響を受けたコミュニティや苦情申立人と有意義な協議を行わなければならない。

8. IFCとMIGAは、顧客や他の利害関係者による救済措置を促し支援するために、より広範な救済エコシステムで果たすべき役割があることを理解している。IFCとMIGAは、特定の状況により、こうした救済措置の促進と支援の性質と手法を決定する。IFCとMIGAによる促進と支援のための施策は多岐にわたっている。こうした対応策は、E&S要件の実施を促すために両機関の顧客または第三者への影響力を行使するといったものから、顧客や、地方自治体⁶をはじめとする政府機関、他の金融業者や投資家、市民社会組織（CSO）あるいは非政府組織（NGO）といった救済のエコシステムの他の関係者の協力のもとで、技術支援や能力構築といった、これらの措置を採るに必要な支援など広範なものとなっている。

図2。救済措置へのアプローチの構成内容



B. IFC及びMIGAの持続可能性枠組み

9. 本アプローチの堅固な基盤となっているのが、IFCとMIGAの持続可能性枠組みである。持続可能性枠組みは、IFCとMIGAの「被害を及ぼさない」⁷という目標と合致しており、労働者、コミュニティ、そして環境に対する負の影響を顧客が予測するとともに、これに備え、防止を図り、防止が不可能な場合はこれを最小化し、影響が残存する場合には必要に応じ、リスクや影響を補償、あるいは相殺する、階層的な緩和措置を組み入れた枠組みである⁸。IFCとMIGAは、査定期間中にE&Sリスクのデューデリジェンスを行うとともに、こうしたリスクを実施期間を通し定期的にモニタリングする。その一環でまたは必要に応じ、両機関は査定段階で、E&Sアクションプラン（ESAPs）の実施について顧客と合意する。ESAPsにより、パフォーマンス・スタンダードの該当する要件を顧客またはプロジェクトが遵守することができるよう、特定の行動を採ることを契約として義務付けることができる。現時点においてパフォーマンス・スタンダードの遵守を促進している措置を、ESAPの補正書や追加的な是正

⁶法、規制、及び国レベルの枠組みを基盤にした国のシステムの強化は、他のプログラムで推進している。

⁷IFC持続可能性政策9項、及びMIGA持続可能性政策9項。

⁸IFC持続可能性政策6項、及びMIGA持続可能性政策5項

措置計画（CAP）⁹に含むこともできる。CAPは、顧客が唯一の主体として資金を拠出し実施する計画であり、査定の段階で予測されなかったプロジェクト状況の変化と新たなリスクに取り組むための、もう一つ手段と捉えることができる。換言するならば、このアクションプランは、顧客の救済措置と IFC 及び MIGA の影響力の基盤となっている。IFC と MIGA には「他の関係者により引き起こされた進行中のまたは過去の負の影響も含め」、「事業活動と関連した環境または社会的な影響が重大な場合は、改善措置の決定で顧客と連携する」ことが求められている¹⁰。E&S の被害が IFC と MIGA が支援するプロジェクトで発生したか否かを判断する重要なベンチマークが、持続可能性枠組みである。

10. 持続可能性枠組みは、IFC と MIGA の E&S 要件の違反に起因する影響を受けたコミュニティや市民に、プロジェクトレベルの苦情処理メカニズムや、IFC と MIGA の CAO といった救済措置へのアクセス手段を提示している。

- IFC と MIGA の持続可能性政策に従い、顧客は「プロジェクトに関連した様々な苦情の原因の徴候の早期の検知と是正を促す、実効的な苦情処理メカニズムへのアクセス」¹¹を提供することが義務付けられている。
- IFC と MIGA の独立したアカウントビリティ・メカニズムである CAO は、IFC または MIGA のプロジェクトの影響を受けたと考える市民やコミュニティからの苦情を受け付け、責務の遂行に当たり「持続可能性枠組みが示す、ビジネスと人権に関する 国際的な原則と整合的な手法で、プロジェクトの影響を受けた人々の救済措置へのアクセスを促している」¹²。

11. IFC では、持続可能性枠組みの実践を、持続可能性及びジェンダー・ソリューション局（CEG）に属する E&S の専門家が支援している。さらに、2019 年には、IFC の専務理事兼上級副総裁直下に、E&S の政策、規制及びリスクの監視（全プロジェクトの分類、E&S レビューの要旨のクリアランス、高リスクのプロジェクトへの資金拠出の承認と実行を含む）を担当する E&S リスク・政策局（CES）が設置された。同局は、利害関係者の苦情対応（SGR）機能も担っており、CAO と CAO を通さない苦情への積極的な対応を促している。MIGA では、副総裁兼リスク・法務・持続可能性パートナーシップ責任者直属の経済性・持続可能性審査局が、持続可能枠組みの実践を支援している。経済性・持続可能性審査局では、E&S チームが、E&S 政策と E&S リスク監督（E&S デューデリジェンスとモニタリングを含む）、SGR 機能を担う。IFC と MIGA は、効率的な E&S リスク管理を支えるシステム、プロセス、能力、研修、ツールなどの強化に引き続き取り組んでいる。外部評価が提言した非政策措置の実施状況の説明の一環で、2022 年 7 月 12 日に CODE に対しこの分野での進捗状況を説明した報告書を提出した。

C. CAO 政策

12. 近年採択された CAO 政策は、IFC と MIGA の救済措置へのアプローチを一段と強化する複数の施策を提示している。同政策は、IFC と MIGA そしてその顧客による、苦情の早期かつ能動的な解決を重視しており、たとえば、CAO プロセスの開始以前に早期解決に向けて IFC や MIGA に苦情を申し立てる

⁹ CAPs は、IFC と MIGA の監督プロセスを通し特定された問題を反映する。CAPs は、最初に策定された ESAPs が不十分で、パフォーマンス・スタンダードの遵守で追加的な措置が必要な場合に策定される。顧客は、CAPs の実施を義務付けられ、IFC と MIGA がその実施状況をモニタリングする。

¹⁰ IFC 持続可能性政策 26 項、及び MIGA 持続可能性政策 24 項。

¹¹ IFC 持続可能性政策 12 項。

¹² CAO 政策 5 項。

(苦情申立人の同意を必要とする)¹³、または、E&Sの懸念に対処する確実な計画が策定された場合は「経営陣が、特定の救済措置について声明を出しているか否か」を判断した上での、コンプライアンス調査を保留するといった選択肢が含まれている¹⁴。さらに同政策は、CAOに対し、コンプライアンス調査の後に「プロジェクトまたはサブプロジェクト・レベルの違反またはこれに関連する被害の救済、及び/または、状況により重要な場合は、違反の再発の防止に必要な措置に関する提言」を、MAPの策定段階においてIFCとMIGAに検討することを提言すべきとも定めている¹⁵。IFCとMIGAは、CAO政策が提示する機会を活かし救済措置を支援する実効的な連携を行うべく、CAOと協力している。

D. 救済のエコシステム：役割と責務

13. IFCとMIGAの持続可能性枠組み及びCAO政策は、両機関と顧客及びCAOの役割を明確に区別している。

- IFCとMIGAの顧客及びサブ顧客¹⁶は、IFC及びMIGAと合意した（もしくは、金融仲介機関の場合は、当該機関とその顧客で合意した）ESAPsを実施するなど、E&Sリスクとインパクトをパフォーマンス・スタンダードと整合的な形で管理する主な責任を担う。
- IFCとMIGAは、査定時にデューデリジェンスを行い投融資の全期間を通し監督することで、E&Sリスクやインパクトを特定し、IFCとMIGAが支援するプロジェクトを、顧客がパフォーマンス・スタンダードの要件を満たしつつ推進できるよう支援しなければならない。
- CAOは、その目的の一環で（他の利害関係者の関与を除外することなく）、IFCとMIGAのプロジェクトの影響を受けた市民の救済措置へのアクセスを促し、必要に応じ、違反と被害に対処するための救済措置を提言する。IFCとMIGAは、紛争解決及びコンプライアンスの過程を通し、CAO政策に従いCAOと連携する。

14. MIGAは、適格なプロジェクトに投資する株主や貸手、他の投資家に対し、PRIまたは信用補完を提供する。プロジェクトに出資または融資を行うIFCや他の投資家と異なり、MIGAは、プロジェクト遂行の責任を負うプロジェクト企業と直接的な契約関係を結ぶことはない。このことからMIGAは、保証契約者である契約相手を通してE&S要件を含めた各種要件を遵守することを求めるなど、IFCと他の直接的な投資家と比較すると、プロジェクトから一歩、後方に位置していると言える。この構造的な違いにより、MIGAはプロジェクトでの役割とプロジェクト企業への影響という面で、株主や貸手と異なる立場にある（たとえば、MIGAは、保証契約者に対し契約上の権利を行使し、保証契約者はその後、プロジェクト企業に対する自らの影響力を行使すると期待される）¹⁷。このことから、本アプローチ案におけるMIGAの役割と責務は、プロジェクトにおけるMIGAと保証契約者の構造面の異なる役割を反映している¹⁸。

¹³ CAO政策（2021年6月28日）39項。

¹⁴ CAO政策（2021年6月28日）92項。

¹⁵ CAO政策（2021年6月28日）120項。

¹⁶本稿において「顧客」とは、一般的にプロジェクト企業を指す。MIGAは、プロジェクト企業と契約上の関係を一切持たず、保証契約者（株式投資家や貸手など）と契約関係を結ぶ。14項を参照。

¹⁷たとえば、MIGAが貸手やスワップ提供者に非商業的なリスク軽減商品を提供する場合、MIGAの直接的な契約上の顧客は、プロジェクトに金融投資を行う貸手またはスワップ提供者になる。この場合、MIGAのプロジェクトに対する影響力は、当該契約書で示された権利に限定される。

¹⁸試行期間での本アプローチの適用はMIGAのPRI商品に限定される。33項参照。

15. 持続可能性枠組み下で、IFC と MIGA、そして両機関の顧客の役割と責務が明確に区別されていることから、IFC と MIGA は、救済に関して、多くの関係者が相異なるしかし相互補完的な役割を担う救済のエコシステムというコンセプトを掲げている。救済措置は、E&S への負の影響の原因となっているプロジェクトを推進する顧客が行うべきである。IFC と MIGA は、契約上の E&S 義務の履行で顧客を支援するため積極的に当該顧客と連携する。顧客が十分な措置を講じない場合、IFC と MIGA は、顧客、そして必要な場合は他の関係者も含めこれら関係者に対する影響力を駆使することで、救済措置を促すことができる。IFC と MIGA は、技術支援や能力構築といった、義務の履行を促す環境の整備に資する活動を通して支援することができる。IFC と MIGA は、地方自治体を含む政府機関、他の金融業者や投資家、CSOs や NGO といった救済エコシステムの他の関係者と協力し、救済措置を促進し支援する。
(下記 20 項を参照)

E. 強化策

16. 本アプローチは、既存の持続可能性枠組みと CAO 政策に立脚している。本アプローチは、既存の中核的な施策の強化策を複数を取り入れているが、その内の一部はすでに、IFC 及び MIGA の外部評価の提言¹⁹への対応と、E&S 管理の改善のための他の取組みを通じ導入されている。

17. 救済措置の準備²⁰。IFC と MIGA は必要に応じ、顧客による救済措置の準備を促進・支援するため、また責任ある退出に向けより適切に準備できるよう、プロジェクトサイクルの早期に救済措置の準備を実施する必要がある。この取組みは、IFC と MIGA の顧客や第三者への影響力の評価、増大そして行使を中心に行われる。また IFC と MIGA は、両機関による監督業務の一環で、顧客の準備工程をモニタリングし、苦情処理メカニズムの実効性も評価する。強化策としては (1) 評価プロセスの強化、(2) 顧客による追加的な資金拠出の検討。適切な場合は、ESAP への費用の明確化なども行う、(3) 新たな契約条項の追加、そして (4) 民間で事業を展開する、能力が不十分な顧客の支援での他の措置の活用も検討する、が挙げられる。

a. 評価プロセスの強化を通じた準備。IFC と MIGA は、両機関の顧客への期待の設定と、顧客による救済措置への準備 (これへの理解も含める) の評価を改善するために、査定期間及び監督期間で使用するツールを新たに導入する計画である。評価には、顧客との協議 (より総合的な査定協議と並行しまたはその一環として行う) から得た情報と、必要に応じて過去の救済措置も含めた顧客の E&S の実績の考察の結果が反映される。IFC と MIGA は、この一環で以下を設定し試行する。

- IFC と MIGA が、顧客や関係する第三者に及ぼし得る影響力の潜在的な源とその規模を評価するための指導用教材と職員の研修。なかでも E&S 関連事項や責任ある退出の能力に影響力をもたらす施策を重視。IFC と MIGA は、とりわけ高い E&S リスクをはらむ案件について、必要に応じ影響力を高めるための追加的な手法を特定する。具体的には (i) 顧客への影響力 (商業的・法的な影響力を含める) を活かす手法、及び (ii) イノベーションや招集能力を生かすなど、他者への影響力を行使する手法などが挙げられる。IFC と MIGA は、影響力を構築し、これをプロジェクトの全期間を通じ活かすための手法を事前に検証する。

¹⁹外部評価は、IFC と MIGA が実施すべき CAO 政策の範疇外の措置も多く含んでいる。これらの措置は、E&S リスク管理の改善、新規のツール、手法、指導などで、その範囲は複数の分野にわたっている。IFC と MIGA は理事会への進捗報告で実施状況を報告した (2021 年 3 月 24 日及び 6 月 15 日、2022 年 7 月 12 日)。

²⁰IFC と MIGA は、先行的な措置について、是正措置と責任ある退出の準備に加え、より一般的に E&S の問題の防止あるいは最小化、E&S 問題への対応の改善に向け IFC と MIGA の影響力の強化を支えるといった、大局的な立場に立っている。

- 顧客の ESAP と救済措置の実施に向けた準備に関する、IFC と MIGA の評価を改善するための指導用教材と職員の研修。これは、顧客が、救済措置の実施に関する IFC と MIGA の期待を理解できているか、またこうした期待を満たすというコミットメントを示し、必要な場合は救済措置を実施する（資金面・技術面の）能力を備えているかの判断も含む。顧客のデューデリジェンスシステムの主要な側面、進行中のまたは過去の紛争や被害の評価を含めた実績、苦情処理メカニズムの実効性を示す証拠、そして利害関係者のマッピングの質といった点も検証される。さらに、IFC と MIGA は顧客に対し、利害関係者への、救済措置へのアクセスに関する情報（プロジェクトレベルまたはオペレーションレベルの苦情処理メカニズムも含む）と、CAO をはじめとする苦情処理インフラの他の機能に関する情報の提供の手法についても助言する。IFC と MIGA は、関係するあらゆる第三者の能力とコミットメントも評価する。

- b. 救済措置に必要な顧客のリソースの見直しを通じた準備。** IFC と MIGA は、評価の実施（17-a の項を参照）と案件の性質（リスクレベルも含む）に照らし、救済措置に必要なリソースの見直しと確認を行い、場合によっては顧客にこれを調達することを求める。たとえば、実施に必要な資金が不足している可能性がある場合は、ESAPs のコストを可視化するための分析を行い、顧客が必要なリソースを十分に理解するとともに実際に利用可能なリソースも確認する。特定のプロジェクトについては（プロジェクトサイクルを通し影響力の構築で追加的なアプローチが必要なプロジェクトなど）、IFC と MIGA は、合理的であるとみなされる場合、顧客のインパクトへの対処能力をより確実にするため、適切な金融商品（保険、債券など）の提供を検討する。こうした商品の利用は状況に大きく左右され、これが常に必要であると画一的に判断することはできない。IFC と MIGA は、ケースバイケースで、プロジェクトの構造的に重要かつ入手可能で、当該状況において効果的であり、監督や実行に過度の費用や負担が伴わない場合に、これらを検討することができる（ケースバイケースでの考慮の論理的根拠の詳細についてはボックス 1 を参照）。必要に応じ、IFC と MIGA は、利用可能な商品の見直しを行いその利用可能性について判断し、当該事項に関する意思決定の際にこの考察を活かす。

ボックス 1. 不測の事態での顧客の資金拠出に関する考察

IFC と MIGA は、目的に合致したアプローチを継続的に追求し、ケースバイケースで必要かつ適切とみなされる場合には、不測の事態での顧客による資金拠出を選択的に検討する。このケースバイケースのアプローチの論理的根拠は以下の通りである。

- 既存の資金調達アプローチがすでに複数導入されている:** 持続可能性枠組みを実践するにあたって、資金調達の必要性が高い軽減措置を支えるモダリティ、たとえば、保険評価（投資の全期間を通じた、プロジェクトの E&S リスクとエクスポージャーの検証、保険管理に関する顧客への指導、保険の保証範囲のモニタリングを含む）、キャッシュウオーターフォール・アカウント構造（プロジェクトファイナンスが対象。これにより、全てのプロジェクトの収益が、IFC のセキュリティパッケージの一部として IFC に紐付けられたプロジェクト・アカウントに入金され、顧客のパフォーマンス・スタンダードの遵守に関連する契約上の義務の遵守にかかる資本的支出及び/または経費に充てられる）、並びにバンカブル・フィージビリティ・スタディ及び予備費枠（高リスクのインフラ及び天然資源プロジェクト）が導入されている。予備的な資金の調達要件を新たに設定するのではなく、必要に応じ、ESAPs の費用を明確にしその後追加的な要件を選択的に追求することで、これらの既存のアプローチを強化することができよう。
- 顧客にかかる不必要なコストを最小化する:** 緊急時の資金調達を一律に必須条件とすることは、プロジェクトコストを一様に引き上げ、IFC と MIGA の競争力の低下を引き起こし、（より高い資本要件が

要求されることから) プロジェクトの融資契約の締結の可能性も押し下げ開発効果を不必要に損ねる可能性もある。

- 要件を戦略的に調整する： IFC と MIGA は、自らの影響力と救済措置の評価を、両機関の取組みを最も必要としている所について主に行い、その後、E&S 要件がなくとも顧客が前進できる場合には E&S の問題の解決を遅らせることなく、特定の顧客のニーズに合わせ支援の設計を行う。この際、多くの市場やプロジェクトにおいて、適切な手段が存在せず、ケースバイケースのアプローチが適切な手段の追求と開発で不可欠である現状を考慮する。このプロセスでの顧客との協力も、IFC と MIGA の影響力を構築し顧客のコミットメントを取り付ける上で重要である。

c. **契約条項の修正を通じた準備。** IFC と MIGA は、既存の契約条項を見直し、事前に E&S インパクトに対処する重要性をより適切に認識できるよう、さらに必要に応じて是正措置の提供に向けた準備を強化するとともに、プロジェクトの全期間を通し IFC と MIGA の影響力をより強力に行使できるよう条項を追加することが可能でありまた有益であるかを検証する。IFC と MIGA がさらに深く検証すべき潜在的な契約条項としては、パフォーマンス・スタンダードの遵守を促す資金的なインセンティブに関するものをはじめ、特定の潜在的な負の影響への救済措置の計画の修正または策定への顧客のコミットメント (E&S 要件違反に伴う被害への是正措置を顧客が講じるといった IFC と MIGA の期待を含む)、別の紛争解決機能への顧客の参加 (IFC と MIGA が仲裁に関連する状況を監視し、顧客と影響を受けたコミュニティや市民の間の仲裁に関する条項の精査を検討するなど)、重大な事件に起因する申立てや負の影響を報告・評価する責任に関連する既存の条項の強化、プロジェクトからの退出後の救済または他の E&S 関連要件を遵守する責任 (一定期間)、E&S 要件の違反などへの特定の契約で定められた救済措置、マネジメント・アクション・プラン (MAP)²¹の準備を含めた CAO プロセスへの参加にかかる条項の強化、関係する第三者 (関連施設やサブコントラクターなど) への救済措置に向けた支援の提供手法の検証などが挙げられる。顧客のリソースに関する措置 (17 項 b を参照) も、資金支援の合意に加えることができる。上述のような変更の多くが、現在の市場慣行と異なる革新的な性質のものであることから、その導入において IFC や MIGA に対する顧客からの反発を招く可能性もある。12 項で述べたように、MIGA は IFC と異なり保険提供者であることから、保証するプロジェクトの実施の責任者であるプロジェクト企業と直接的な契約関係にはない。このことから、MIGA は本節で示す契約条項の追加や修正の適性を、プロジェクト企業との間接的な関係も含め、そのビジネスモデルの性質を考慮しながら評価する。

d. **能力構築のための追加的な措置：** IFC と MIGA は、民間セクターで事業を展開する、能力が不十分な顧客の能力の構築に特に注力する。両機関は、適切と判断された場合、顧客の救済措置の準備に対する評価に照らし、顧客のリスク軽減能力と、E&S 要件の違反により被害が発生した場合の救済措置の提供で責任を果たす用意と当該責任に対する理解の双方を構築するための、追加的な能力構築の実施を検討する。

18. **救済措置へのアクセス：** IFC と MIGA は、両機関が定める E&S の要件の違反による影響を受けたコミュニティと市民が利用できる救済措置へのアクセスの強化に引き続き取り組む。主な措置は以下の通り。

²¹ MAP は、IFC と MIGA の、違反と関連する被害が確認された際の顧客と経営陣の救済措置に対するコミットメントを具現化する手段である。顧客及び苦情申立人が MAP について協議し、理事会がこれを承認する (CAO 政策、130～138 項)。

- (i) 利害関係者の懸念と苦情に対応する、プロジェクトレベルの苦情処理メカニズムの実効性の向上に資する手法に関する、顧客及び IFC と MIGA の職員を対象とした新たな指導用教材と研修。これは、顧客が支援する苦情処理メカニズムのポートフォリオ全体の見直し（現在進行中）の結果を基に行う。
- (ii) 利害関係者の苦情対応（SGR）機能。E&S リスク・政策局（CES）に設置されたこの機能は、IFC のプロジェクトで発生した E&S の問題に対応するための新たな手段である。SGR は積極的に IFC の、CAO 及び CAO に関連しない苦情に対応する。IFC は現在、新たな指針の作成に取り組んでおり、SGR 業務を強化するべく職員とリソースを増強した。MIGA は、組織の規模、ポートフォリオ、そしてビジネスモデルに見合った同様の苦情対応機能の構築に取り組んでいる。
- (iii) 近年採択された CAO 政策は、IFC と MIGA の、救済措置へのアクセスに対する予測・最小化・準備・促進といった能力を向上させる複数の手段を提示している。IFC と MIGA は顧客に対し、CAO をはじめとする苦情処理メカニズムに関する情報を利害関係者と共有することを積極的に奨励している。

19. 顧客らによる救済措置を促し支援する。IFC と MIGA は、救済措置の促進と支援のための一連の手法を含め、各案件の独自の環境を踏まえて行う広範な対応策を追求する。

- a. **影響力を行使する。** IFC と MIGA は、現行の枠組み内で自らの慣行を評価し影響力の実効性の向上を図る（主な E&S 関連活動を融資の実行に紐づける、免除、修正、延長を適切に管理するなど）。さらに、両機関は、本稿が提案する顧客による救済措置を促すための準備段階での措置を採ることで、影響力の向上に努める（17 項を参照）。IFC と MIGA の影響力の種類と他の関係者の役割に照らし、影響力を活かす手法を判断する。具体的には、影響力を行使する際には、関連する合意下での適切な権利の行使や救済措置の実施を検討したり、他の貸手、政府、親会社などと密接に協力する必要がある。
- b. **救済措置の実施に必要な支援活動を行う。** 苦情解決に必要な能力を顧客が有していない場合、IFC と MIGA は、CAO の紛争解決プロセスやコンプライアンス調査の最終段階、または CAO に関連しない苦情プロセスの期間も含め、プロジェクト全期間を通じこうした顧客または関連する第三者を追加的に支援することもできる。ここでは、CAO の案件への対処などの一環で行われる技術支援や能力構築、事実確認、対話の促進、またはコミュニティ開発といった、救済措置の実施に必要な環境を整備するための支援が行われる。可能な場合は、IFC と MIGA は、広範な救済のエコシステム内で他の利害関係者を動員するべく働きかけも行う。

20. IFC と MIGA は、多くの投資家や保証人と同様に、常に広範な救済のエコシステムの枠組みで活動する。両機関が本アプローチが想定する全ての措置を講じたとしても、E&S の被害を緩和する可能性があるが、完全に対処することが不可能である。

21. 上述の救済措置を促進し支援するためのアプローチは、関係者に義務、責務または法的責任を新たに負わせることを意図したものではなく、また IFC と MIGA が救済措置に関与する場合は、両機関がかかる義務、責務、法的責任あるいは拘束を受け入れた結果と捉えるべきではない。IFC と MIGA によるあらゆる措置は、法律上の義務ではなく「善意」として捉えるべきである。

F. 組織内の能力及び資金

22. IFC と MIGA の持続可能性枠組みの実践にかかる費用はすでに膨大な額に上っている。IFC が E&S リスク管理と説明責任機能に振り向けている職員数は、その業務規模の観点からも、また、民間セクターで活動する他の全ての MDBs と比べても多い。資金総額で見ると、CEG の予算は過去 10 年で 2011 年の 2,960 万ドルから 2 倍以上増加しており、2022 年度は 6,310 万ドルに達している。2019 年以降、E&S リスク・政策局には年間で平均 1,050 万ドルが充てられている。E&S スペシャリストの数は、2011 年に 60 人に満たなかったが現在では 129 人に達している（CEG と CES の合計人数）。IFC の E&S 職員数は、承認額 10 億ドルにつき 11 人となっている（他の MDB は同 2~4 人）。MIGA も E&S リスク管理向けリソースを引き続き拡充している。2022 年度、MIGA は経済性・持続可能性審査局（MIGES）に 2 つ目のセクターマネージャー・ポジションと、新たに 4 つの E&S のポジションを設置したことで、現在 15 人の E&S 職員が関連職務にあたっている。これは、2011 年の 6 人から倍以上増えたことになる。CAO の予算も、取扱う案件の件数と複雑性を反映し過去 10 年間で 495 万ドルから 900 万ドルへと大幅に増加している。2023 年度の IFC と MIGA の CAO への拠出額は、前者が 864 万ドル、後者が 36 万ドルだった。IFC ・ MIGA 共に、FCS ・ IDA 適格国に関連した活動が増加していることから、通常の予算編成作業を通し、E&S のデューデリジェンスと監督に必要なリソースを適切に配分できるよう引き続き留意する必要がある。また顧客による IFC と MIGA の E&S 要件の実践にかかる費用は、なかでも FCS ・ IDA の適格国で事業を展開する顧客にとり軽視できるものではなく、既存の E&S にかかる法や規制と IFC と MIGA のパフォーマンス・スタンダード間のギャップ、プロジェクトの複雑性やリスクプロファイル、事業を展開しているセクターといった複数の要因に影響される。

23. 顧客の救済措置を促し支援するための IFC と MIGA の資金は、IFC の場合はプロジェクトの基本的な資金調達構造で、MIGA は、パフォーマンス・スタンダードと持続可能性政策の適用にかかる資金でそれぞれ賄われている。通常の予算の枠組みから資金が必要な場合は、予算の増加を要請できる枠組みも導入されており、たとえば、査定、監督、助言サービス向け資金から工面される。IFC は、顧客及び第三者による救済措置の促進と支援で、引き続き多様なソースを活かす。IFC は、技術支援の新たな資金源としてドナー資金の利用を含めた他の選択肢も検討している。持続可能性政策に従って、MIGA は、予算資源またはドナーが資金を拠出するファシリティの資金を活かし、顧客に対し限定的な助言または技術支援も追加的に提供できる。

G. プロセス

24. 顧客や他の関係者による救済措置の促進と支援の追求は、適切と判断された場合は既存のプロセスに組み込まれるが、そうでない場合は、可能な限り効果的かつ効率的に、プロセスを重複させることなくまた新たなプロセスを導入することなく体系化される。CAO のコンプライアンス調査では、顧客による救済措置及び/または IFC と MIGA による救済措置の促進と支援を含む提言される措置が、MAPs に反映される²²。これ以外の他の CAO プロセス（付託、紛争解決、保留措置）と、通常の監督期間に発生し得る CAO に関連しない苦情や事案については、顧客の措置が CAP²³に記載され、保留の申請の一環で、これについて顧客及び/または IFC と MIGA の経営陣が合意する。

表1：トリガーにより異なるプロセス

²² MAP については脚注 21 を参照。

²³ CAP については脚注 9 を参照。

トリガー/状況	促進・支援プロセス
CAO コンプライアンス調査	MAP
CAO コンプライアンス査定	CAO 及び経営陣の回答
CAO 付託、CAO 紛争解決、CAO 以外の苦情、その他の案件	CAP

25. **有意義な関与。** これらプロセス全体を通し、IFC と MIGA は影響を受けた利害関係者と有意義な関係性をどのように構築すべきかを検討する。利害関係者との関与は、救済措置の形態を含め当該措置に関する利害関係者の希望を理解することを目的としなければならない（脚注 5 を参照）。関与は時宜を得た形で包摂的に行い、報復の恐れを含めたプロジェクトのあらゆる懸念に十二分に注意を払わなければならない。

26. **責任ある退出へのアプローチ。** 本アプローチは、IFC の責任ある退出へのアプローチと整合的でありまたこれに補完されている。

- **退出の準備。** 責任ある退出へのアプローチは、負のインパクトを防止または最小化し、IFC の影響力と、E&S の問題への対処に向けた顧客の準備を強化するために、プロジェクトの早い段階で措置を講じることが重要であるとの認識を核にしている。これには、責任ある退出のための影響力の分析など（17 項参照）、救済措置に向けた準備で考慮される措置と同じ措置も含まれている。こうした措置が、救済措置の準備と退出に向けた準備の一貫した総合的な取組みを構成する。
- **責任ある退出。** 本アプローチは、責任ある退出の原則に則りプロジェクトサイクルの後期で行われる責任ある退出とも整合的となっている。責任ある退出の一連の原則には、E&S の問題への対応と、ESAP や他の CAPs を実施し、退出後に発生すると考えられる重大なあらゆる E&S のリスクとインパクトに対応し/またはこれを軽減するために、IFC の裁量で実際に利用できる能力の活用といったものが含まれており、これらは持続可能性枠組みと本アプローチ案と整合的である。これら原則は、責任ある退出は、救済措置のニーズを生み出す可能性もあり、こうした救済措置は本アプローチの関連する側面と整合的に行われると明確に指摘している。言い換えるならば、責任ある退出原則は、より広範な施策や（開発効果といった）考慮事項も含む一方で、IFC が必要に応じ促進や支援を行うためのもう一つの契機と捉えるべきである。
- **試行期間。** 最後に、責任ある退出へのアプローチは、現在試験的に導入されている。このパイロット期間は 2023 年度末まで予定されており、救済措置の促進と支援が退出に関連し実施されているか否かをはじめここから引き出されるあらゆる教訓が、本アプローチの草案に反映される。

27. MIGA は（投資家ではなく）保険提供者であり、プロジェクトからの退出の契約上の権利が MIGA の保険契約に明確に定義されていることを踏まえ、現在、MIGA の保証の枠組みの中での「責任ある退出」の適用手法を検証している。結果として、MIGA が主導する退出は極めて稀有なケースとなっている。

III. IFC 及び MIGA の救済措置への貢献に関する重要な考察

28. 持続可能性枠組みは、IFC と MIGA、そして顧客の役割を明確に区別しており、救済のエコシステム内で IFC と MIGA が促進と支援で果たすことのできる役割を定義している。両機関の目的と使命、さらには持続可能性枠組みの基本的な目的及び目標を踏まえると、両機関が果たすべき役割は、パフォー

マンス・スタンダードをはじめとする E&S 要件にかかる顧客のパフォーマンスや遵守を保証するものではなく、E&S リスクに対し保険を提供するものでもない。IFC と MIGA は、デューデリジェンスを行い、支援する事業活動が、E&S 要件に沿って行われているかを判断するため、モニタリングや監督を行う。IFC と MIGA の E&S 要件の違反により被害が発生した場合、両機関は、既存の持続可能性枠組み及び包括的な本アプローチの枠組み内で、顧客と利害関係者による被害に対する救済措置を促進し支援することにコミットしている。

29. 本アプローチは、顧客と他の利害関係者による救済措置を促し支援するために、IFC と MIGA がとり得る一連の手法を明示しており、その範囲は、E&S 要件の実施の促進で両機関の顧客や第三者に対する影響力を駆使する、救済のエコシステムの他の関係者と協力し救済措置を可能とするための活動を支援するなどに亘っている。

30. **役割と責務。** 本アプローチは、プロジェクト企業、顧客またはスポンサーが担ういかなる責任を IFC と MIGA に（明示的・黙示的にかかわらず）課すものではなく、役割と責務の明確な分担に立脚している。持続可能性枠組みのもとでは、あらゆるリスクや被害の特定、防止、軽減、そして改善の主な責任は、プロジェクト企業、顧客、またはスポンサーが必要に応じて担う。本アプローチは、持続可能性枠組みのもとでの顧客、及び IFC と MIGA の責任の分担を変更または不明瞭にすることを目的とするものではない。本アプローチは、各主体が自らの役割と責務を理解しこれを果たす手法を維持し、必要に応じて救済措置の直接的な資金支援という貢献を促すとともに、顧客がその責務を果たす意欲を削ぐような事態や、IFC と MIGA が自らの役割を代わりに果たすという期待を抱くようなことがないよう留意している。このことから本アプローチは、IFC と MIGA が、救済措置の資金を直接提供するものではないが、既存の政策や手順に従い、例外的に救済措置への直接的な資金支援の提供の検討することを除外するものではない。加えて、本アプローチは、既存の政策及び手順を制限するのではなく、これらを補完することを企図している。

31. **訴訟リスクを軽減する。** 顧客または他の利害関係者による救済措置の促進と支援を重視することで、IFC と MIGA による救済措置への資金支援という新たな貢献にかかるシステム的なプロセスを別途構築することから生じ得る、訴訟リスクの増大（及びこれに伴う膨大なコスト）に両機関を晒すことなく、被害を是正するという究極の目標の達成を目指す。しかし、本アプローチ案は、訴訟リスクと関連するコストの排除を保証するものではない。現在 IFC は、訴訟に関連する法的な費用として毎年 1,500 万ドルを確保している。

32. **救済措置の促進と支援のための資金。** IFC と MIGA は、顧客及び他の利害関係者の救済措置の促進と支援にかかる費用を、利用可能な様々なソースから捻出する。これは、IFC と MIGA の財務の持続可能性と/または IFC の信用格付に負の影響を及ぼしかねないことから、両機関の予算の上限あるいは縛りがない資金面の責務と認識されないように管理しなければならない。

IV. 他の DFIs への潜在的な影響

33. **民間セクターにフォーカス。** 本アプローチは、政府関連への資金支援にフォーカスした他の DFIs とは異なる、IFC と MIGA のビジネスモデルと使命の文脈で発生する特定の問題に対処するものである。民間セクターへの資金支援では、IFIs と顧客との関係は単発的なものであり（融資を繰り返す場合を除く）、融資の返済または株式の売却に伴い関係は終了する。政府関係との連携の場合、通常、顧客は加盟国政府当局または関連機関であり、適切な救済措置について協議し、設計・実施するに必要な関係は、DFI の融資とは別途維持されることから、本稿で述べる救済措置へのアプローチは不要で

あり適用されない。同じ理由で、これは、国や地方政府、または国営企業といった公共部門のプロジェクトに信用補完で保証を提供する、政府による支払い不履行（NHSFO）及び国営企業による支払い不履行（NHFO-SOE）に関連した MIGA の商品にも適用されない。IFC と MIGA は、MIGA の NHSFO や NHFO-SOE 商品の恩恵を受けている政府関係の借手、DFIs あるいは MIGA の NHSFO と NHFO-SOE の保証契約者が資金を拠出するプロジェクトのこうした借手のオーナーシップと/または責任、こうした中での DFIs 及び MIGA の保証契約者の役割を含め、政府関係の DFI 借手についての分析は行っていない。他の DFIs や MIGA の NHSFO や NHFO-SOE 商品については、本稿で提示するあらゆる提言の評価の前に、追加的な分析が必要となろう。

34. DFI の連携。多くの DFIs が、それぞれの E&S 政策において E&S リスク管理への概ね協調したアプローチを採用するべく努力していることから、民間セクターへの資金支援に特化したこうした DFIs も、可能な限り、各々の救済措置ためのアプローチを共有し調整することも適切であろう。

V. 試行期間

35. 要旨。本アプローチの実施にあたり 2024 年 1 月から 2027 年 12 月（2024 年度第 3 四半期～2028 年度第 2 四半期）の 4 年間で試行期間（IFC と MIGA 経営陣の指令をそれぞれ指針とする）とする。この最初の 4 年間は、MAP の実施や SGR 機能の経験を含め CAO 政策の実施からの教訓と経験を見直しこれを反映させるに十分な期間と考えられ、これにより、IFC と MIGA は、初めから意図するより実効性と効率性に劣るアプローチを固定化させるのではなく、本アプローチをテストし、教訓を引き出しこれを精緻化することができる。IFC の経営陣の指令は、IFC の試行期間の規定となり、MIGA については同様の文書が規定となる。これらの文書は、2024 年度第 1 四半期に公表予定である。IFC と MIGA は現在、2023 年 7 月～12 月に予定されている本アプローチの準備期間に展開するツールの評価と開発を進めている。この準備期間で、IFC と MIGA は、実施に向けた準備を進め、必要な能力を構築し、システム、手順、指針、報告要件を取りまとめ、関連するツールを改善し、研修やアウトリーチ活動を行う。その後の試行期間で、IFC は、全ての直接投融資のプロジェクトで、強化案を含めた本アプローチを導入する。本アプローチ案の顧客の準備に関連する施策をはじめとする重要な施策も、新たな FI 案件に適用される。MIGA は、全ての強化案を含め本アプローチを、新たな政治リスク保険を使った保証業務に適用する。なお、IFC と MIGA は、FI 顧客に対し、本アプローチに相当する独自のものを策定することを求めない。試行期間の見直しは、CAO 政策の見直しと並行して行われる。試行期間に関するこの提言は、この取組みの革新性と規模を反映したものであり、これにより IFC と MIGA は、教訓を引き出し本アプローチの取りまとめの際に情報源として活用することができる。

36. リスクの考慮。試行期間という枠組み内ではあるが、この期間内に IFC と MIGA が行うあらゆる強化策が、独立したアカウントビリティ・メカニズム、裁判所、またはより広くは一般の新たな事実上の期待を醸成していると認識される可能性があり、試行期間後に進路を変更する IFC と MIGA の能力を阻害する可能性もある。しかしながら、試行期間は、実際のリスクの顕在化の可能性を評価しそのインパクトを測定する時間を提供するために設定すべきと提案する。こうしたリスクの可能性と規模、そして IFC と MIGA がこれらを効果的に軽減したか否かは、試行期間中に明確になると考えられる。さらに、試行期間を導入することで、IFC と MIGA が準備作業と、顧客らによる救済措置を促し支援した案件から教訓を引き出し、必要に応じ本アプローチを修正する柔軟性が生まれると期待される。

37. **実施。** 試験期間を通し、専門のコアチームが、アウトプットと成果、顕在化したリスクとこれに伴う軽減措置、利用したリソースの増加分、キャパシティ面のニーズ、他の導き出された教訓、可能な精緻化案といった主要なメトリクスを含め強化案の実施状況を追跡する。提案する試行期間に関する詳細は付録 C を参照されたい。

38. **報告。** IFC と MIGA は、試行期間を通じ、ブリーフィングや年次報告書といった報告書を提出することで理事会に随時報告する。最終評価は、CAO と協議の後、CAO 政策の見直しと並行し試行期間の最終過程で行う。その後 IFC と MIGA は、修正されたアプローチと適切な政策または手順としてこれを最終的にまとめあげる工程を含めた最終案を理事会に提出する。

VI. 利害関係者の関与計画

39. IFC と MIGA は、本稿で示すように本アプローチ案について期間 45 日間のパブリックコンサルテーションを開催する（付録 B）。パブリックコンサルテーションの詳細は以下の通り。

- パブリックコンサルテーションの開始時に、フィードバックに必要な全ての資料と質疑の内容が、IFC と MIGA が管理する専用のウェブサイトで公開される。このウェブサイトを使い、フィードバックを提出することもできる。
- セッションの進行はプロのファシリテーターが務める。コンサルテーションは、一般向けのセッションと特定のグループ向けのセッションを用意することで、全ての関係する利害関係者グループの参加を促す（CSOs、顧客、民間の金融機関、影響を受けたコミュニティ、他の開発金融機関やその独立したアカウントビリティ・メカニズムなど）。
- セッションは複数の時間帯と言語で行われる（アラビア語、英語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語）。
- 寄せられたコメントや質問を含め利害関係者との関与プロセスの結果の要約（匿名）を作成し、専用のウェブサイトで公開する。

付録A。外部評価

1. IFCとMIGAのE&Sアカウントビリティ並びにCAOの役割と実効性に関する外部評価報告と提言（外部評価）は、2018年に理事会の開発効果委員会（CODE）が、IFC及びMIGAの理事会を代表し開始した。同評価は、ピーター・ヴォイケ元IFC長官が率いる独立した専門家が構成するグループが行い、2020年6月24日に136の提言から成る報告書を、CODEとCODEのガバナンス及び理事会の行政事務委員会（COGAM）の審査のために提出した。同報告書には「違反に起因した被害が発生した案件の救済措置にかかる、IFCとMIGAの枠組みを構築する必要がある」という提言が含まれていた²⁴。

2. 救済に関して、外部評価は、枠組みの構築とその内容について以下に示す通り詳細な提言を行っている。

- 救済措置に必要な資金を調達するために、次に示す2つのメカニズムを構築する必要がある。
 - （1）偶発的な責務のための顧客による資金。E&S被害が顕在化し、かつこれが顧客のパフォーマンス・スタンダード違反に関連していた場合に利用できる。
 - （2）IFC及びMIGAが貢献できる資金。IFCまたはMIGAのいずれかがE&S被害を及ぼしている場合に利用できる。
- IFCとMIGAは、オランダの銀行セクターの合意も参考に、救済措置のための枠組みを定義し、理事会がこれを審査し承認しなければならない。
- IFCとMIGAは、E&Sの重大なリスクを伴う全ての投融資案件（少なくとも、カテゴリーA、B、FI1、FI2の全ての投融資案件）を対象とした、偶発的な責務にかかる資金調達要件とメカニズムを構築しなければならない。
- IFCとMIGAは、CAOと連携し、救済に貢献するためのIFCとMIGAのリソースの利用に関する政策草案を作成し理事会に提出しなければならない。この際、同草案において救済を支援するためのこうした資金の利用基準、潜在的な使途、及び制限を明確にする必要がある²⁵。

3. 2020年6月の協議で、CODE及びCOGAMは、IFC、MIGA、そしてCAOに対し、外部評価の提言の実施に向けた行程表とスケジュールを策定することを要請し、3機関はこれらを作成した。2020年10月26日、IFCとMIGAが提案したIFCとMIGAのE&Sアカウントビリティ並びにCAO役割と実効性に関する外部報告書に関する最終行程表草案をCODEとCOGAMが承認した。外部評価の提言に対応するために、IFCとMIGAが採るべき措置は以下の3分野にまとめられた。（1）IFCとMIGAの独立したアカウントビリティ・メカニズムに関する（CAOの）政策（2021年6月28日に理事会が承認）、（2）IFCとMIGAが実施すべき非政策措置、（3）本稿の焦点である、IFCとMIGAによる救済措置に関する提言の見直し。

²⁴ 外部評価 xvii ページ。

²⁵ 外部評価 98～99 ページ。

付録B。利害関係者の関与計画

以下では救済措置へのアプローチと責任ある退出へのアプローチに関する利害関係者によるコンサルテーションの計画の概要を示す。なお、後日これらは変更される可能性がある。

役割と責任

コンサルテーションは、必要に応じ MIGA のコミュニケーション局のサポートを得て、IFC のコミュニケーション局がリードする。IFC と MIGA のアプローチの明確化に関わった職員が構成するグループ（コア・チーム）が、手法に関する助言を行い、計画を調整し、文書を見直すため、IFC コミュニケーション局と定期的に協議を行っている。

期間とタイミング

コンサルテーションの期間は 45 日間とし、CODE の会議から 1 カ月以内に開始する。

コンサルテーション・アプローチの主な点

1. オンラインのコンサルテーション専用プラットフォーム

- **アンケートを実施し文書でのフィードバックを収集**：「サーベイモンキー」を利用する。世界銀行グループの公用語である、アラビア語、中国語、フランス語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、及びスペイン語に翻訳する。
- **フィードバックを直接提出**：利害関係者は、専用の電子メールアドレス宛に、直接フィードバックを提出することができる。
- **コンサルテーション専用ウェブページ**：便宜上、ifc.org 上の IFC・MIGA のアカウントビリティ政策（CAO 政策）専用のページをコンサルテーション用ウェブページとして活用する。IFC の IT サポートを利用できること、そして利害関係者がすでに使い慣れており、ウェブページが好評であることからこれが好ましい。MIGA のウェブサイトには、コンサルテーション専用ウェブページにつながるランディングページを設置する。救済措置へのアプローチと責任ある退出へのアプローチに関するコンサルテーションを宣伝するウェブページは、CODE の会議から時間を置かず立ち上げる予定で、内容は (i) 救済措置へのアプローチと責任ある退出へのアプローチの作成の背景と前後関係。現時点までの作業の概要も含む。(ii) コンサルテーションの情報（日程、時間帯、使用言語など）。アンケート用、出欠の回答用、そしてフィードバックを直接提出するためのリンクも掲載する。コンサルテーションの内容は、コンサルテーション期間の開始時にウェブページに追加し、1 回目のコンサルテーション・セッションまで少なくとも 10 日間閲覧可能とする。
- **形式**：大半のセッションはオンラインで開催するが、IFC と MIGA は、対面式あるいはオンラインと対面式のハイブリッドのセッションの機会を希望している。

2. 関係書類

- **救済措置へのアプローチと責任ある退出へのアプローチの概要を示す文書**：世界銀行グループの公用語に翻訳され、コンサルテーション期間の開始時にウェブページで公表する。

- **よくある質問**：よくある質問への回答とフィードバックの提出方法に関する情報を提供する。

3. 利害関係者向けコンサルテーションのプロモーション

同イベントの宣伝は、IFC と MIGA の各種ニュースレター、両機関と世界銀行グループのコミュニケーション手段に加え、必要に応じて利害関係者に直接アウトリーチ活動を行い、コンサルテーション専用のウェブページも活用する。

4. ミーティングについて

- **利害関係者グループのためのフォーラム**：コンサルテーションの大半は、利害関係者がくつろいだ環境で安心して意見を交わしフィードバックを提供できるよう、比較的小規模のフォーラム形式で行う。フォーラムは、利害関係者グループ（CSOs と関連するコミュニティ、民間セクター、及び DFIs など）を対象に構成され、各グループに充てられた複数の時間枠から、利害関係者が時間帯や言語で選択できるようにする。各ミーティングの参加者は上限 25～30 人とする。これ以上の人数が参加に関心を示した場合は、関連する言語と時間帯で 2 つ目のミーティングの実施を検討する。
- **言語**：ミーティングは、英語、スペイン語、フランス語及びアラビア語（ミーティング対応言語）で開催・進行する。スペイン語で開かれるミーティングについてはポルトガル語の通訳も用意する。全てのミーティングで英語の同時通訳を用意し、関連する用語に精通した通訳者がサポートする。
- **時間とマネジメント**：ミーティングはファシリテーターが参加するセッション形式で行い、時間は 2～3 時間程度とする。少なくとも記録係が 1 人そしてコアチームからメンバー 1 人が参加する。
- **登録とアウトリーチ**：民間セクターの顧客及び DFIs 向けのセッションは招待者限定とする。CSOs とコミュニティ向けのセッションの登録は、コンサルテーション専用ウェブページから（サーベイモンキーを通し）、関心のある人なら誰でも登録できるようにする。的を絞ったアウトリーチ活動を行いコアな利害関係者グループへの参加を奨励する（IFC と MIGA、世界銀行グループの多彩なネットワークとコミュニティ・マッピングを通して行う）。セッションの開催には少なくとも 5 人の登録を必要とする。セッション開催 2 日前までに最低開催人数が集まらなかった場合は、登録した利害関係者に対しセッションが開催されない旨の連絡をし、他のミーティングや多方面の利害関係者が参加する最終セッションへの参加の案内をする。
- **マルチ・ステークホルダー・セッション**：全ての利害関係者のフォーラムの終了後に、多方面の利害関係者が参加するセッションを英語で開催する。ミーティング対応言語の通訳も提供される。このセッションは、利害関係者のフォーラムに参加できなかった参加者の意見を聞く場であり、また、グループ間の交流と、それまでのセッションで提起された問題を含めた特定の問題に関しより深い議論も行うことができる。
- **その他の特定のミーティング**：コミュニティから参加する個人やグループ、IFC と MIGA の関連プロジェクトの影響を受けた他の外部の利害関係者、コンサルテーション・ミーティングへの参加に不慣れな、またはプロセスを把握できない参加者や、公開ミーティングでの発言に懸念を抱いている人が参加するミーティングも追加的に開催する可能性がある。要請があれば、コ

コミュニティグループや CSOs とのミーティングとして開催することも可能である。同様に、IFC または MIGA と長期的な関係にある顧客で、コアチームのメンバーとの 1 対 1 の交流を希望する顧客向けの特定のミーティングの開催も前向きに設定することができる。

5. コンサルテーション専用プラットフォーム上での、利害関係者グループからのフィードバックの要約の公開：

ファシリテーターと記録係がミーティングと利害関係者のグループからのフィードバックの要約を作成する。コアチーム、理事会、一般公開向けに異なる内容で作成することもでき、一般向けの要約は、公開される最終提言と共に公表する。

6. スケジュール：

- ウェブページは CODE の協議終了後まもなく立ち上げる。
- 45 日間のコンサルテーション期間の開始時に、資料を公開する。
- コンサルテーションのプロセスと最新のアプローチの報告書を、2023 年末に CODE に提出する。その後一般公開用の報告書も作成する。

7. ミーティング (予定)

利害関係者	言語	セッションのタイプ	時間帯 対象地域
DFIs	英語	非公開コンサルテーション (ハイブリッド)	ワシントン DC&カリブ海諸国 (AM) –アフリカ諸国 (PM) –東欧 (PM) –西アジア・中央アジア (PM)
顧客	英語 (スペイン語/フランス語)	非公開コンサルテーション・オンライン	ワシントン DC&カリブ海諸国 (AM) –アフリカ諸国 (PM) 東欧 (PM)
		非公開コンサルテーション・オンライン	西アジア・中央アジア (PM) –東アジア大洋州 (AM)
コミュニティ & CSOs	英語 (スペイン語/フランス語)	公開コンサルテーション (ハイブリッド・オンライン)	ワシントン DC&カリブ海諸国 (AM) –アフリカ諸国 (PM) –東欧 (PM) –西アジア・中央アジア (PM)
		公開コンサルテーション・オンライン	西アジア・中央アジア (PM) –東アジア大洋州 (AM)
	フランス語 (英語)	公開コンサルテーション・オンライン	ハイチ (AM) –アフリカフランス語圏 (PM)
	アラビア語 (英語)	公開コンサルテーション・オンライン	北アフリカ (AM) –アラビア半島 (PM)
	スペイン語/ポルトガル語 (英語)	公開コンサルテーション・オンライン	中央アメリカ&南アメリカ (AM)

マルチ・ステークホルダー	英語（通訳も用意）	公開コンサルテーション（ハイブリッド）	グローバル
--------------	-----------	---------------------	-------

付録C。 救済措置へのアプローチ草案：試行期間

救済措置へのアプローチの実施に向けた準備	
概要	IFC と MIGA の経営陣の指令書を試行期間の指針とする。これは 2023 年 7 月に発表予定であり、IFC と MIGA は現在、関連ツールの評価と開発を進めている。これらの微調整は、2023 年 7 月～12 月に予定されているアプローチの準備段階で行う。6 カ月の準備期間の間に、IFC と MIGA は、必要な能力を構築し、システムを仕上げ、手法の細かい調整を行い、指針と報告要件を策定する。パイロットを実施する専門のコアチームが主体となり追加的な研修とアウトリーチ活動を開催する。
スケジュール	2023 年 7 月～2023 年 12 月
本アプローチの各側面で必要な準備	
救済措置の準備	<p>影響力の評価と顧客の準備評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響力の評価と顧客の準備の評価を行うツールの作成。 ● プロジェクトへの適用手法の開発（及び関連するプロセスへの統合）。 <p>ESAP コスト分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ESAP のコスト分析に必要な指針と雛形の開発。 ● 特定のプロジェクトへの適用手法の開発（及び関連するプロセスへの統合） <p>契約条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のリーガルテンプレートの見直しと、顧客の救済措置への責務に関する修正された/新規の契約条項を、リーガルテンプレートに反映させる。 ● 各条項について関連性を判断し（プロジェクト環境のサブセットなど）どのように当該条項を（必要に応じ）調整するか指針となる適切な指針の開発。 ● 特定のプロジェクトへの適用手法の開発（及び関連するプロセスへの統合）
促進と支援	救済措置の促進と支援の最善手法を評価し実践するための、意思決定の手法とプロセスの指針を作成する。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● トラッキングシステムの開発。下記に示す全ての「アウトプット」と「結果」を追跡する主要なメトリクスを含む。また、必要に応じ主要なツールの再調整を支援する手法も開発する。 ● パイロット実施のためのプロセスを開発する。

試行期間における本アプローチの実施			
概要	試行期間で、IFCとMIGAは、全ての強化策案も含め本アプローチを実施する。試行期間を通し、専門のコアチームが一元化されたデータベースを用い強化策案の実施状況を追跡する。追跡対象は、次の通り。全ての「アウトプット」と「結果」にかかる主要メトリクス、顕在化したリスクと関連する軽減措置、利用したリソースの増加分、キャパシティ面のニーズ、他の導き出された教訓、可能な精緻化案など。IFCとMIGAは、本アプローチ案の実施で試行期間を通しCAOと連携する。		
スケジュール	2024年1月～2027年12月		
試行内容	目標	アウトプット	結果
I. 救済措置の準備			
A. 評価			
評価を実施し、教訓を導き出し、時間をかけて反復する。	必要に応じ救済措置を行えるよう顧客の準備能力を強化する 負のE&Sインパクトに対処するためにIFC・MIGAの影響力を強化する	プロジェクトで実施する評価	救済措置と必要に応じて救済措置を行うための準備に関する、IFCとMIGAの期待についての顧客の認識の向上と改善 救済エコシステム内で必要に応じIFCとMIGAの影響力をより適切に行使
B. 契約条項			
全ての（適用対象の）プロジェクトで実施。教訓を導き出し時間をかけて反復する。	修正された/新規の契約条項を利用し、救済措置が必要な場合の、顧客の準備の改善とIFCとMIGAの影響力の向上を図る	契約のテンプレートに組み込まれた条項	
II. 促進と支援			
アプローチに関する理事会文書が定めるように、全ての関連するプロジェクトで実施し、教訓を導き出し時間をかけて反復する。	影響力 —IFCとMIGAの影響力を、負のE&Sをインパクトへの対処でより実効的に活用する 救済措置の実行のための支援 ：負のE&Sのインパクトに対処するための顧客または第三者による救済措置を支援	ケースバイケースの適用 顧客と、協調融資の貸手や共同出資する投資家、政府に対し行使する影響力 救済措置を支援し促す技術支援、能力構築、助言サービス、対話の促進など	未改善の負のE&Sインパクトの減少
II. 救済へのアクセス			

試行期間における本アプローチの実施			
<p>1. プロジェクトレベルの苦情処理メカニズム (GM) : IFC・MIGA の GM ポートフォリオレビューの後続的措置</p> <p>2. 顧客に対し、CAO を含めた全ての苦情処理メカニズムのチャンネルに関する情報を利害関係者に提供するように奨励する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 顧客のパフォーマンスの理解と、利害関係者の関与と GM に関する IFC の査定とモニタリングの有効性の向上 CAO を含む苦情処理メカニズムの全チャンネルに関する利害関係者の知識とアクセスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの結果を、専門家向けの研修プログラム、顧客の能力構築イニシアティブ、知識関連の成果物と助言サービスプログラムの開発に活かす。 CAO との協議で導き出された CAO の案件事例からの教訓を、研修教材の改善に活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトレベルの GMs を活かした救済措置へのアクセスの改善 CAO を含む全ての苦情処理メカニズムに関する知識の向上
<p>3. 救済へのアクセスを促す SGR 機能の強化</p>	<p>組織レベルの苦情処理対応を強化し、救済へのアクセスを促す</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指針の作成 関連業務の強化に向けた職員とリソースの増強 能動的に利害関係者と協力するための新たなツールの開発 	<p>苦情に対する組織レベルの機動性と対応力の改善</p>
<p>全ての関連するプロジェクトで実施し、教訓を導き出し時間をかけて反復する。</p>			
III. 導き出された教訓：報告と評価			
<p>試行期間の評価（主要なメトリクスに基づき評価、2023年6月に完成予定）、教訓を導き出す。</p>	<p>実施にかかるアウトプットを評価し、本アプローチの主要な側面について傾向を分析し結論を導き出す。</p>	<p>年次評価報告</p>	<p>CODE は、常に報告を受けアプローチが強化される。</p>